

住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。

▶住宅用地の範囲

住宅用地には次の2つがあります。

- 1 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地…その土地の全部（家屋の延床面積の10倍まで）
- 2 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地…その土地の面積（家屋の延床面積の10倍まで）に一定の率（下表参照）を乗じて得た面積に相当する土地

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地面積に次の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上 4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1

▶住宅用地の軽減措置

1 小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。小規模住宅用地の課税標準の限度額は、固定資産税については価格の6分の1、都市計画税については価格の3分の1とする特例措置があります。

2 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地（一戸建て住宅の敷地）であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡が一般住宅用地となります。一般住宅用地の課税標準の限度額は、固定資産税については価格の3分の1、都市計画税については価格の3分の2とする特例措置があります。

●住宅用地の課税標準の特例措置

特例措置の区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (1戸につき200㎡まで)	6分の1	3分の1
一般住宅用地 (小規模住宅用地を除く住宅用地)	3分の1	3分の2



なるほど。家を壊すと、その敷地であった土地の税額が上がるというのは、住宅用地でなくなり、軽減措置が受けられなくなるためなのですね。



* 問い合わせ先 *

北部地域

資産税課土地担当
☎083-934-2737

南部地域

資産税課家屋土地第一担当
☎083-973-2415

徳地・阿東地域

資産税課家屋土地第二担当
☎083-956-0798

固定資産税・都市計画税 家屋

家屋の固定資産税について

家屋の固定資産税の課税標準額は、固定資産評価基準によって評価した、「評価額」です。よって、固定資産税における家屋の「評価額」は、実際の建築費や取得額とは異なります。

また、課税対象面積は、現況床面積になりますので、登記床面積と異なる場合もあります。マンションなどについては、共用部分の面積が加算されます。

課税の対象となる家屋

固定資産税の課税の対象となる家屋は、以下の要件を満たすものです。

- ・屋根があり、3方以上壁に囲われているもの
- ・土地に定着しているもの
- ・建物の本来の目的として、使えるもの

家屋の評価

①新築・増築の家屋の場合

実際に現地で家屋を調査させていただき、評価額を算出します。評価額は以下のように求めます。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

▶再建築価格

評価の対象となる家屋と同じものを、評価の時点において同じ場所に新築することとした場合に、必要とされる経費を固定資産評価基準により算出したものです。

▶経年減点補正率

家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

②新築・増築家屋以外の家屋（在来分家屋）の場合

在来分家屋については、3年ごとに評価替えをおこないます。（詳しくは1ページ参照）

新築住宅に対する 固定資産税の減額措置

次の要件を満たす住宅については、新築後の一定期間、120㎡までの居住部分に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます（都市計画税は減額されません）。

▶適用対象

- ・居住用の住宅（店舗等との併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上）であること。
- ・床面積が、50㎡（一戸建て以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下であること。

▶減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された家屋のうち居住部分だけであり、併用住宅における店舗部分などは減額の対象とはなりません。なお、居住部分の床面積が120㎡を超える場合は、120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

▶減額される期間

- ・一般の住宅……………新築後3年度分
- ・3階建以上の中高層耐火住宅等……………新築後5年度分

▶長期優良住宅について

長期優良住宅の認定を受け新築された住宅は、一般の住宅については5年度分に、3階建以上の中高層耐火住宅等については7年度分に延長されます。

認定要件や手続きに関しては、市開発指導課（☎083-934-2847）にご確認ください。

その他の減額措置

家屋の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等に伴う工事を行った場合、それぞれの一定要件を満たした家屋について、固定資産税額が減額される制度があります。（都市計画税は減額されません。）※耐震改修による減額制度については平成26年度税制改正により住宅以外も対象となりました。

詳しくはお問い合わせください。

* 問い合わせ先 *

北部地域

資産税課家屋担当
☎083-934-2736

南部地域

資産税課家屋土地第一担当
☎083-973-2415

徳地・阿東地域

資産税課家屋土地第二担当
☎083-956-0798

固定資産税 償却資産

償却資産(固定資産税)の申告は
お済みですか？

27年度申告は2月2日(月)までです

償却資産の所有者は地方税法 383 条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在に所有している償却資産について、資産所在地の市町村長に申告することとなっています。

市内に償却資産を所有されている方、特に新しく事業を始められた方は忘れずに申告書を提出してください。

償却資産とは

申告の対象となる償却資産とは、店舗・事業所を開設している方、何らかの事業を行っている方が事業のために用いる、取得価格が10万円以上の機械・器具・備品などです。家屋として評価していない内装工事、改良工事も含みます。

▶ 償却資産の例

- 飲食店…厨房設備、レジスター など
- 小売店…商品陳列ケース、自動販売機 など
- 理容・美容業…理容・美容椅子、洗面設備 など

償却資産の種類

	資産の種類	品 名
第1種	構築物	門、塀、広告塔、路面舗装(駐車場舗装等)、屋外排水溝、緑化施設 等
第2種	機械及び装置	建設機械、印刷機械、医療用機器 等
第3種	船舶	漁船、貨物船、遊覧船、客船 等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車 その他運搬車※
第6種	工具、器具及び備品	事務机、応接セット、陳列ケース、冷蔵庫、パソコン、レジスター 等

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産は入りません。

償却資産の評価額について

固定資産評価基準によって、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

①前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

②前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

※①②により求めた額が(取得価格 × 5/100)よりも小さい場合は、(取得価格 × 5/100)により求めた額を評価額とします。

▶ 取得価格

原則として国税の取り扱いと同様です。

▶ 減価率

耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

課税標準額について

毎年1月1日現在の償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。ただし、特例の適用がある場合は評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

* 申告受付場所 *

資産税課家屋担当(山口総合支所内)
〒753-8650 山口市亀山町2番1号

資産税課家屋土地第一担当(小郡総合支所内)
〒754-8511 山口市小郡下郷609番地1

資産税課家屋土地第二担当(阿東総合支所内)
〒759-1512 山口市阿東徳佐中3417番地2

※郵送の場合は、資産税課家屋担当(山口総合支所内)へご提出ください。

* 問い合わせ先 *

資産税課家屋担当
☎083-934-2736

固定資産税の縦覧閲覧制度

縦覧制度とは

縦覧制度とは、固定資産税が課税されているご自身の資産について、評価が適正であるかどうかを判断するため、定められた期間内に山口市内の他の資産の価格と比較できる帳簿を、無料でご覧いただける制度です。ただし、土地を所有する方は土地のみ、家屋を所有する方は家屋のみの帳簿をご覧になれます。また、償却資産は縦覧制度の対象外です。

閲覧制度とは

閲覧制度とは、納税義務者等がご自身の資産について、固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度です。また、借地人・借家人も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。

なお、毎年4月に納税通知書と一緒に送っている「課税明細書」にも、課税台帳に登録されたものと同じ内容を掲載していますので、ご確認ください。

	縦覧制度	閲覧制度
制度を利用できる方	1. 山口市内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者本人または同一世帯の親族 2. 代理人	1. 固定資産税の納税義務者または同一世帯の親族 2. 納税管理人 3. 代理人 4. 借地借家人（賃貸借契約者） 5. 権利関係人（所有権取得者、処分権保持者等）
ご覧いただける内容	（土地）課税対象土地の所在、地番、地目、地積、価格 （家屋）課税対象家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格	○上記1～3の方 当該納税義務に係る固定資産課税台帳 ○上記4～5の方 当該権利の目的である固定資産課税台帳
持参いただく物	○納税者本人、同一世帯の親族が縦覧するとき 本人確認のできる身分証明書（運転免許証等） ○代理人が縦覧するとき 納税者からの委任状、本人確認のできる身分証明書	○納税義務者、同一世帯の親族、納税管理人が閲覧するとき 本人確認のできる身分証明書（運転免許証等） ○代理人が閲覧するとき 納税義務者からの委任状、本人確認のできる身分証明書 ○借地借家人が閲覧するとき 賃借関係を証明する書類、本人確認のできる身分証明書 ○1月2日以降に権利関係人になった方が閲覧するとき 登記事項証明書または売買契約書、本人確認のできる身分証明書
実施日	毎年4月1日から第1期納期限までの開庁日（土・日曜日、休日を除く）	毎年4月1日から翌年3月末日までの開庁日（土・日曜日、休日を除く）
実施場所	山口、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東総合支所の特設会場	○山口総合支所市民税課管理担当（ただし、縦覧期間中は特設会場で受付） ○小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東総合支所の総合サービス課
手数料	無料	100円（1名義／1年度） ただし、縦覧期間中は無料。

固定資産税の課税内容に 疑問があるときは

まずはご相談ください

課税されている固定資産税の税額、各資産の評価内容等について疑問やご不明な点がございましたら、まずは下記の問い合わせ先にご相談ください。課税内容についてご説明を差し上げることはもちろん、必要に応じて現地を再度調査させていただくなど、詳細に確認させていただきます。ご遠慮なくお申し出ください。

万一、課税内容に誤りが見つかった場合には、修正させていただきます。

皆様からのお問い合わせに 支えられています

山口市役所では、固定資産の利用状況の変化を毎年可能な限り調査していますが、市内すべ

ての資産についてもれなく把握するには、どうしても限界があります。このため、資産を所有される皆様からのお問い合わせが適切な調査のきっかけになっています。

お持ちの資産の利用状況が変わった場合などは、ぜひお知らせください。より適正な課税のため、ご協力をお願いいたします。

それでも納得できないときは

お問い合わせにより再調査をさせていただき、十分な説明を差し上げた上で、それでも納得できない場合のために、「不服申立て制度」が設けられています。

不服申立て制度には、不服の内容に応じて下の表のとおり2通りの種類がございます。

なお不服申立ては、当該固定資産の納税義務者またはその代理人が行うことができます。

手続きの詳細については、下記の受付場所へお問い合わせください。

	審査申出	異議申し立て
不 服 内 容	固定資産課税台帳に登録された価格についての不服	左欄以外の事項の賦課決定処分についての不服
申 立 期 間	公示日から納税通知書の交付を受けた日後 60 日以内	処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内
申 立 手 続	審査申出書の提出	異議申立書の提出
受 付 場 所	総務部総務課文書担当 ☎083-934-2724	総務部資産税課 ☎083-934-2930
申 立 先	固定資産評価審査委員会	市長

* 問い合わせ先 *

北部地域 (大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳)
資産税課家屋担当 ☎083-934-2736
資産税課土地担当 ☎083-934-2737

南部地域 (小郡、秋穂、阿知須、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山)
資産税課家屋土地第一担当 ☎083-973-2415

徳地・阿東地域 資産税課家屋土地第二担当 ☎083-956-0798

市税・保険料の納め方



口座振替

口座振替をご利用いただくと、自動的に預（貯）金口座から納期の末日に振り替えられます。納期のたびに金融機関等へ出向く必要がなく、納め忘れもありません。

★お申し込み方法

口座振替依頼書にご記入・押印のうえ、預（貯）金口座のある取扱金融機関（下記参照）または山口市役所収納課窓口にご提出ください（口座振替依頼書は市内の取扱金融機関に置いてあります）。

● 取扱金融機関

山口銀行	みずほ銀行	北九州銀行	もみじ銀行
西京銀行	秋山口信用金庫	西中国信用金庫	中国労働金庫
信用組合 広島商銀	山口中央 農業協同組合	防府とくち 農業協同組合	山口宇部 農業協同組合
山口県漁業協同組合 (大海・吉佐各支店)		ゆうちょ銀行	

● 市税・保険料納期一覧表

科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税	全期 1期			2期					3期		4期	
市県民税 (普通徴収)			全期 1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		定期										
国民健康保険料 (普通徴収)			全期 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
介護保険料 (普通徴収)			全期 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)				全期 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※市税・保険料の追徴は、納期以外の月にも発生することがあります。その場合の納期は、月末（月末が休日の時は翌日）です。

納付書納付

納付書は、市役所各総合支所、阿東地域交流センター篠生分館・生雲分館・地福分館・嘉年分館、納付書記載の金融機関及びコンビニエンスストアで使用することができます。納付書を紛失した場合は再発行できますので、収納課管理担当までご連絡ください。

※コンビニエンスストアでは365日24時間納付できますが、納付書使用期限を過ぎたものは

★口座振替の開始

ゆうちょ銀行以外の金融機関

⇒申込み月の翌月末の納期から

ゆうちょ銀行

⇒申込み月の翌々月末の納期から

⚠ 1期・全期前納の引落しは、2ヵ月前までに手続きが必要です。

⚠ ご注意 ⚠

引落し日は納期の末日1回です。残高不足等で引落しができなかった場合は、別途お送りする口座振替不能通知（納付書を兼ねています）で納付してください。

全期前納で口座振替ができなかった場合や、年度途中で全期前納の申し込みをされた場合は、翌年度から全期前納の引落としとなり、その年度は各期ごとに引落としされます。

死亡や世帯主変更により、納税（付）義務者に変更があった場合や、固定資産税の共有持分に変更があったときは、引落しが継続されませんので、再度口座振替の手続きが必要になります。

取り扱いできません（納付書使用期限を過ぎた場合でも、取扱金融機関窓口では使用できます）。

※納付されてから入金確認できるまで10日程度かかることがあります。納期限を過ぎて納付されると督促状が行き違いで届く場合がありますので、ご容赦ください。

問い合わせ先

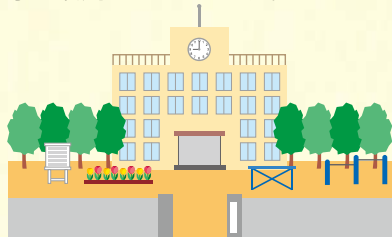
収納課管理担当（山口総合支所内）

☎083-934-2739

市税・保険料の納付が 難しいときはご相談を！

みんなを支える市税・保険料

市政を運営するための財源に、市税・保険料などがあります。これらの市税・保険料は、みなさんのための各種公共サービス・事業の推進・保険給付等に活用されています。



市税・保険料が納付期限内に納付できないときは ご相談を！

納付期限内に市税・保険料を納付されないと滞納処分を行います。滞納処分を受けると、財産の処分を禁じられるほか、社会的信用が損なわれる場合があります。納付期限内の納付が難しい場合は、必ず収納課にご連絡ください。現在の生活状況等をお聞きし、納付相談を行います。

「市税等コールセンター」 から納付の呼び掛けを しています！

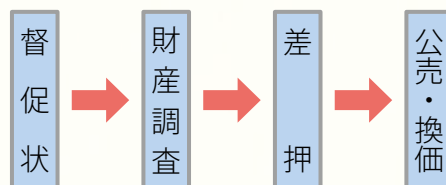
市では、民間業者を活用した「市税等コールセンター」を設置し、市税・保険料の納付を電話で呼び掛けています。

市やコールセンターは、銀行やコンビニエンスストアのATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。「振り込め詐欺」にはご注意ください。

滞納処分とは？

地方税法・国税徴収法等に定められている処分で、納付されていない方の財産を差し押え、差し押えた財産の公売による換価を行い、市税・保険料に充当する一連の手続きを「滞納処分」と言います。

滞納処分の流れ



▶不動産、売掛金、給与等の差押～換価・公売

取引先や勤務先などへの調査等により財産を把握し、換価や公売を行うものです。

▶自動車の差押～公売

自動車にタイヤロック(車輪止め)を装着し、使用を制限したり、自動車を引きあげて公売したりするものです。



タイヤロック

▶居宅・事務所等の搜索

財産を見つけるために居宅・事務所等を法律に基づいて搜索するものです。

▶インターネット公売

差し押えた財産を、インターネットサイトを通じて売却するものです(自動車・不動産等)。



問い合わせ先 収納課(山口総合支所内) ☎083-934-2740・2741・2917

軽自動車税

◆平成 26 年度税制改正により、平成 27 年度から下図のとおり引き上げられます。

車 種		平成 26 年度まで	平成 27 年度以降	
原動機付自転車	第一種 50cc 以下 (0.6kw 以下) ※ミニカーを除く	1,000 円	2,000 円	白
	第二種乙 90cc 以下 (0.8 kw 以下)	1,200 円	2,000 円	黄
	第二種甲 125cc 以下 (1.0 kw 以下)	1,600 円	2,400 円	桃
	ミニカー 三輪以上で 20cc 超～ 50cc 以下 (0.25kw 超～ 0.6kw 以下)	2,500 円	3,700 円	水色
軽二輪	125cc 超～ 250cc 以下	2,400 円	3,600 円	白
小型二輪	250cc 超	4,000 円	6,000 円	白
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円	緑
	その他	4,700 円	5,900 円	

◆軽自動車（三輪・四輪）は、平成27年 4 月 1 日以後に新車新規登録する車両から下図のとおり②新税率が適用されます。（平成27年 3 月31日までに新車新規登録した車両は、①現行税率のままです。）

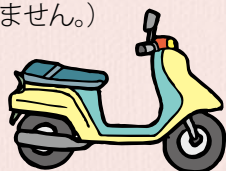
◆グリーン化を進める観点から、平成28年度以後の軽自動車税については、初めて車両番号の指定を受けた月から13年経過した軽四輪車等は、③経年車重課の税率を適用します。（ただし、「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車を除きます。）

車 種		①平成 26 年度まで	②平成 27 年 4 月 1 日以後の新車新規登録車	③登録後 13 年超（経年車重課）
軽自動車	三輪 50cc 超～ 660cc 以下	3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪乗用（営業用）	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	四輪乗用（自家用）	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	四輪貨物（営業用）	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	四輪貨物（自家用）	4,000 円	5,000 円	6,000 円

軽自動車を廃車（スクラップ等）、または譲渡をした場合は、早めに手続きをしてください。

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在に軽自動車等を所有している方に課税されます。

なお、4 月 2 日以降に廃車、または譲渡の手続きをした場合には、その年度の税金を全額納めていただくことになりますのでご注意ください。（普通自動車のような月割での還付制度はありません。）



車 種	問い合わせ先・手続き場所
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車 (農耕作業用・その他)	各総合支所、各地域交流センター（大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く）および各分館、大海総合センター 電話：083-934-2734 （山口総合支所 市民税課）
軽自動車 (二輪 125cc 超～250cc 以下)	全国軽自動車協会連合会 山口事務所 山口市葵一丁目 5 番 58 号 電話：083-922-8877
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会 山口事務所 山口市葵一丁目 5 番 57 号 電話：コールセンター 050-3816-3085
二輪の小型自動車 (250cc 超)	中国運輸局 山口運輸支局 山口市宝町 1 番 8 号 IP 電話：050-5540-2073 （自動音声案内）

軽自動車税の 税負担の実例

軽四輪車 自家用(乗用)の場合



① 平成 27 年 4 月 1 日に最初の新規検査を受けた車両を同日付けで取得した場合

平成 27 年度～平成 40 年度 10,800 円 (新税率)
平成 41 年度～ 12,900 円 (経年車重課税率)

② 平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両を平成 27 年 4 月 2 日以後に取得した場合

平成 28 年度～平成 40 年度 10,800 円 (新税率)
平成 41 年度～ 12,900 円 (経年車重課税率)

※軽自動車税は、毎年 4 月 1 日時点で取得されている場合に課税されるため平成 27 年度分は課税されません。

③ 平成 27 年 3 月 31 日に最初の新規検査を受けた車両を同日付けで取得した場合

平成 27 年度～平成 39 年度 7,200 円 (現行税率のまま)
平成 40 年度～ 12,900 円 (経年車重課税率)

④ 平成 20 年 6 月に最初の新規検査を受けた車両を中古車として平成 27 年 4 月 1 日付けで取得した場合

平成 27 年度～平成 33 年度 7,200 円 (現行税率のまま)
平成 34 年度～ 12,900 円 (経年車重課税率)

※中古車で購入された場合でも、取得日ではなく「初度検査年月」を基に重課税率となる年度を判断します。

番号 〇〇〇〇〇〇		平成 25 年 × 月 × 日		軽自動車検査協会	
自動車検査証					
車両番号 山口 580 か × × × ×		交付年月日 平成 25 年 × 月 × 日	初度検査年月 平成 22 年 × 月	自動車の種別 軽自動車	この初度検査年月が、「最初の新規検査を受けたとき」となります
車台番号 × × × × - × × × × × ×		乗車定員 4 人	最大積載量 - kg	車両重量 700 kg	車体の形状 箱型
車名 〇〇〇		型 × × ×		幅 900 cm	高さ 140 cm
使用者 住所又は名称 山口 太郎		住所 山口県山口市亀山町 2 番 1 号		型式指定番号 × × × ×	類別区分番号 × × × ×
所有者 住所又は名称 使用者に同じ		住所 使用者住所に同じ		前軸重 400 kg	後軸重 300 kg

平成 27 年度 軽自動車税の減免申請について

心身に障がいのある方、または心身に障がいのある方と生計を一にする方が所有する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合には、申請により税金が減免されることがあります。

※減免は障がいのある方 1 人につき 1 台です。

▶申請期間

平成 27 年 5 月中旬 (納税通知書到着後) から
平成 27 年 5 月 25 日 (月) まで

▶持参品

- ・納税通知書 (平成 27 年 5 月上旬発送予定。5 月中旬を過ぎても届かない場合は市民税課にご連絡ください。)

- ・身体障害者手帳または療育手帳等
 - ・運転免許証 (対象車両を運転する方のもの)
 - ・車検のある車両については車検証
 - ・印鑑 (心身に障がいのある方と軽自動車等の所有者および運転者が別世帯の場合は、それぞれの方の印鑑も必要)
 - ・届出者の身分証明書
- ※減免の要件等、詳細については、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先
市民税課管理担当 (山口総合支所内)
☎083-934-2734

市税に関する Q&A

軽自動車税について

Q1 農耕作業用の 小型特殊自動車(トラクター等)の ナンバープレートについて



農耕作業用のトラクターを所有しています。公道走行しないトラクターでも、ナンバープレートをつけないといけませんか？

A1

登録のための申告が必要です。軽自動車税は所有していることに基づいて課税されますので、公道を走行しなくても課税対象となります。ナンバープレートは公道走行を許可するものではなく、課税されていることを示す「課税標識」ですので登録の申告をしてください。

Q2 車両を買い替えた場合



トラクターを買い替え、旧車両は廃棄しました。廃棄した車両に付いていたナンバープレートを新しい車両に付け替えていいですか？

A2

軽自動車はナンバープレートの番号とともに車名(メーカー名)、車台番号等でデータ管理しています。車両を買い替えられた場合には、旧車両の廃車手続き(ナンバープレートの返却)をされたうえで、新しい車両の新規登録をしてください。

Q3 乗らない原動機付自転車(原付)の ナンバープレートの返却について



原付を所有していますが、しばらく乗らないので廃棄(ナンバープレートの返却)をしたいのですが。

A3

廃車ができるのは、原則、誰かに譲る、業者に売却する、スクラップにする等車両を手放す場合となりますので、乗らないからとの理由では廃車は受け付けていません。なお、軽自動車税には、財産税としての性格があるため、所有している限り課税されます。

- Q1～Q5 軽自動車税について ……23 ページ
Q6～Q9 個人市・県民税について ……23～24 ページ
Q10～Q16 固定資産税等について ……25～26 ページ
Q17～Q20 税に関する証明書について ……26 ページ

問い合わせ先は 26 ページ参照

Q4 原付の譲渡について



私は山口市内に住むBです。友人Cに山口市ナンバーのついた原付を譲りました。どんな手続きをすればいいですか？

A4

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されますので、それまでに名義変更の手続きをする必要があります。4月2日以降に手続きをされた場合は、新年度の軽自動車税はBさんに課税されることになります。また、手続きをされないと、Bさんに課税され続けますので必ず手続きを行ってください。

＝ワンポイント＝

名義変更をする場合、譲られるバイクにナンバープレートが付いているかどうかで手続きに必要なものが異なりますので、手続き前に市民税課管理担当にお問い合わせください。

Q5 他市町村に転出する場合



山口市から転出することになりました。山口市のナンバープレートの付いた原付を所有していますが、そのまま転出先で使用してもいいでしょうか？

A5

原付には主たる定置場(所有者の住所地)の市町村のナンバープレートを付ける必要があります。転出する場合は、山口市のナンバープレートを返却(廃車)し、転出先の市町村で交付(登録)を受ける必要があります。なお、返却手続きは、転出先の市町村窓口でも可能です。詳細は市民税課管理担当にお問い合わせください。

個人市・県民税について

Q6 年の途中で亡くなった方の市・県民税



私の夫は平成26年11月に亡くなりましたが、夫の市・県民税はどうなりますか？

A6

市・県民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方に対して、前年の所得に基づいて課税されますので、平成26年中にお亡くなりになった場合、平成27年度以降の市・県民税は課税されません。

なお、平成26年度分の市・県民税は課税されますので、納税義務は相続人の方に承継されます。

Q7 市・県民税の課税、非課税の判定について



私はパート収入（100万円）で、夫の勤務先の年末調整で扶養に入っていますが、市・県民税の納税通知が届きました。なぜでしょうか？

A7

扶養されている方であっても市・県民税が課税される場合があります。

扶養親族の対象となるのは、合計所得金額が38万円以下の方（給与収入に換算すると103万円）で、ご質問の場合もこの要件を満たしており、扶養控除の対象となります。

一方で、市・県民税は、以下の基準により課税・非課税の判定を行いますので、前年中の合計所得金額が以下の判定基準金額を超えている場合、市・県民税が課税されます。

《判定基準》
 $32 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) + 19 \text{ 万円}$ (※)
 ※扶養人数が0の場合、19万円の加算額はありません。
 ※扶養人数には、16歳未満の年少扶養親族の人数を含みます。

(例1) 給与所得が35万円（給与収入に換算すると100万円）で扶養親族がいない場合（質問の事例）

*判定基準に当てはめると…

$32 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人 (本人のみ)} = 32 \text{ 万円}$

☞ 35万円 > 32万円となり、合計所得金額が判定基準を超えるため、市・県民税が課税されます。

(例2) 給与所得が55万円（給与収入に換算すると120万円）で、扶養親族が1人（子）の場合

*判定基準に当てはめると…

$32 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人 (本人+扶養1人)} + 19 \text{ 万円} = 83 \text{ 万円}$

☞ 55万円 < 83万円となり、合計所得金額が判定基準以下のため、市・県民税は非課税です。

Q8 特別徴収と普通徴収の切替えについて



年の途中で退職したときの住民税は、どのように納めるのでしょうか？

A8

会社にお勤めの場合は、原則として6月から翌年5月までの12回で、給与から差し引いて会社から納めていただきます。（この納付を特別徴収といいます。）

退職または休職等により給与から差し引くことができなくなった場合には、最後に支給される給与からその残額を一括して納めていただくことになります。（ご自身で納付書により納付することを普通徴収といいます。）

なお、このとき普通徴収となった方でも、その後再就職される場合は、新たなお勤め先で特別徴収に切り替えることができますので、お手続きについてはお勤め先の給与担当者にご相談ください。

Q9 公的年金からの特別徴収について



公的年金から引き去りされているのに、市・県民税の納付書が届きました。なぜでしょうか？

A9

公的年金から引き去りされるのは、公的年金所得に対して計算した市・県民税です。公的年金以外の所得（給与・農業・不動産など）がある場合、これに係る市・県民税は、給与からの特別徴収（給与所得がある方で給与からの引き去りの対象者のみ）または普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくことになります。

※公的年金からの特別徴収対象者

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者のうち、年金所得に係る市・県民税の納税義務がある方。ただし、介護保険料が年金から引き去られていない方や、引き去りされる市・県民税額が引き去り対象年金の額を超える方等、対象とならない場合もあります。

固定資産税について

Q10 家屋を取り壊すと



家屋を平成26年5月に取り壊したのですが平成26年度の固定資産税は減額されますか？

A10

固定資産税はその年の1月1日の状況で税金をお願いするため、平成26年度の固定資産税を減額することはできません。なお、平成27年度からは下記のとおり変更となります。

○土地

家屋（住宅）を取り壊すと、住宅用地の特例措置がなくなるため、平成27年度から土地の固定資産税が上がります。

その他状況が変われば税額に影響がでますので、詳しくは資産税課までお問い合わせください。

○家屋

平成27年1月1日には家屋が存在しないため、平成27年度から固定資産税はかかりません。

家屋を取り壊した際はその旨のご連絡をお願いします。

Q11 農地転用の許可を受けると



家を建てるために農地転用をした後もそのまま耕作しています。税金はどうなりますか？

A11

宅地並の課税をしています。

宅地等に転用する申請（農地法4・5条）を許可された農地は、外見上農地としての形態をとどめていても、実質的には宅地等としての潜在的価値を有していると考えられるため、宅地並の課税となります。

Q12 課税対象となる建物について



倉庫・物置は課税対象になりますか？

A12

基本的には課税対象となりますが、ホームセンター等で販売されている倉庫・物置を、ブロックや直接土地の上に固定せずに設置してい

る場合は、家屋の課税要件の「土地に定着しているもの」を満たさないため、課税対象外になります。ただし、同じ倉庫・物置であっても、コンクリート基礎等が施工されている場合は、土地に定着しているため、課税対象となります。

Q13 家屋を増築するときについて



家屋を増築しようと思います、固定資産税について何か手続きは必要ですか？

A13

固定資産税についての手続きは必要ありませんが、翌年度から固定資産税をお願いするために現地調査をさせていただく必要がありますので、工事が完了しましたらご連絡をお願いします。

Q14 納税通知書をなくした時について



納税通知書をなくしました。自身の資産の確認をしたいので、再発行してほしいのですが…。

A14

納税通知書は、再発行できません。資産の確認については、名寄帳や課税証明書等で確認いただけます。

山口総合支所市民税課証明発行窓口又は各総合支所総合サービス課の窓口でご請求ください。

Q15 納税通知書が届かないときは



今年から納税通知書が届かないのですが…。

A15

可能性のひとつとして、免税点未満となり課税されなくなったことが考えられます（13ページ参照）。逆のケースで、免税点以上になれば課税対象となり、納税通知書が届くようになります。

納税通知書が届くかどうかは、免税点未満か否かに限りませんので、資産税課までお問い合わせください。

Q16 納税通知書の送付先について



私は単身赴任で県外にいますが、私が所有する土地・家屋で妻子が生活しています。固定資産税の納税通知書を市内の妻に直接届けてもらうには、どうすればいいですか？

A16

納税管理人という制度があります。

土地・家屋の所有者はそのまま、納税通知書の送付先を納税管理人になられた方にする制度です。ただし、納税義務者が市外に居住していることが納税管理人設定の条件です。

税に関する証明書について

Q17 税に関する証明書の発行窓口について



市税に関する証明書が必要なのですが、どこで申請できますか？

A17

市民税課、各総合支所および各地域交流センター（大殿・白石・湯田・小郡・秋穂・阿知須・徳地・阿東を除く）および分館、大海総合センターの窓口で取り扱っています。ただし、固定資産税に係る閲覧や法人の所在証明書など一部の証明等は市民税課、各総合支所でしか発行できないものがあります。

Q18 山口市に転入した方の証明書について



平成26年4月に〇〇市から山口市に転入しました。平成26年度の所得・課税証明書はどこで申請できますか？
※平成26年1月1日は〇〇市に住民票がありました。

A18

平成26年度の所得・課税証明書は、原則平成26年1月1日現在に住民票のあった市町村での発行になります。よって、〇〇市での申請になります。

Q19 本人が窓口に行けない場合は



所得・課税証明書が欲しいのですが、市役所に行くことができないので代理の者が申請できますか？

A19

代理の方が住民票上同一世帯の親族であれば、申請できます。なお、窓口に来られる方の身分証明書が必要です。

代理の方が同一世帯ではない場合は、委任状が必要です。また、住所が同じでも住民票上の世帯を別になっている場合も委任状が必要になります。

Q20 亡くなった方の証明書について



相続のため、亡くなった父親の固定資産に関する証明書が必要です。申請は可能ですか。また、窓口は何を持参すればよいですか？

A20

相続人であれば申請することができます。窓口に来られる方の身分証明書と、亡くなられた方との続柄がわかる戸籍・亡くなられたことがわかる戸籍の写しをご持参ください。

● 問い合わせ一覧

問い合わせ内容	問い合わせ先
市・県民税に関すること	市民税課 市民税担当（山口総合支所内） ☎083-934-2735 ☎083-933-1083
税証明の発行、法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、鉱産税に関すること	市民税課 管理担当（山口総合支所内） ☎083-934-2734 ☎083-933-1083
固定資産税、都市計画税に関すること	
北部地区（大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳）	資産税課 家屋担当（山口総合支所内） ☎083-934-2736 ☎083-933-1083 資産税課 土地担当（山口総合支所内） ☎083-934-2737 ☎083-933-1083
南部地区（小郡、秋穂、阿知須、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山）	資産税課 家屋土地第一担当（小郡総合支所内） ☎083-973-2415 ☎083-973-2586
阿東・徳地地区	資産税課 家屋土地第二担当（阿東総合支所内） ☎083-956-0798 ☎083-957-0821
税の納付に関すること	収納課（山口総合支所内） ☎083-934-2739 ☎083-934-2668

